

受託者責任を考えるヒントー米国エリサ法に学ぶ（4）

厚生省は、基金の理事等が資産運用に際して受託者責任を果たすために守るべきガイドラインを、年度内にも策定し公表する見込みである。今後、運用受託機関の行動規範の明確化も求められよう。そこで今回は、米国の生命保険会社（特に一般勘定）が、エリサ法の受託者責任をどのように問われてきたかを紹介して、参考に供したい。

本シリーズで紹介してきたように、米国では、企業年金を包括的に規制するエリサ法により、企業年金制度の管理や制度資産の運用に裁量的な権限を有する者は、名目的な地位のいかんにかかわらず、受託者（fiduciary）と定義される。そして、受託者は、もっぱら制度の加入者の利益を図るべき忠実義務や、適切な注意を払うべき注意義務を負う。また、忠実義務の観点から、制度資産の運用に際しては、制度設立企業など利害関係者との取引や受託者自身の勘定との取引が、外形的な基準により利益相反取引として禁止されている。

生命保険会社の一般勘定を利用する団体年金契約は、通常、複数の契約者から拠出された資金が合同して運用され、生命保険会社が資産運用等のリスクを引受けるとともに、運用成果が良好であれば高い配当が支払われるという、信託や投資顧問契約にはない特性を有する。このため各州の保険法は、生命保険会社に対し全ての契約者を公平に取扱う義務を課している。

しかし、この州法上の義務は、エリサ法の受託者の忠実義務（資産の分別管理が原則である信託に起源を有する）に相反する面がある。たとえば、全ての契約者の利益を図るために一般勘定を管理・運用することが、必ずしも特定顧客の利益にならないで、厳密には忠実義務に反する可能性がある。また、生命保険会社が受託者に該当すると、一般勘定団体年金の契約企業を相手とする資金の貸付、不動産の賃貸、物品やサービスの購入等の取引が禁止されてしまう。

そこで、エリサ法制定に際して議会は、生命保険会社の受託者責任に関して調整を行った。すなわち、「給付が保証された保険」については、年金基金の制度資産に含まれるが、生命保険会社に保有されている当該契約に対応する資産は制度資産とはみなさない、との解釈上の整理を行ったのである。つまり、「給付が保証された保険」については、資産運用を行う生命保険会社は、エリサ法上の受託者の義務を負わないものとされた。

では「給付が保証された保険」とは何か。エリサ法施行直後の1975年、労働省は一般勘定は全て「給付が保証された保険」との判断を示した。他方、顧客が投資リスクを負う分離勘定は「給付が保証された保険」ではなく、生命保険会社は受託者責任を負ってきたのである。

米国は訴訟社会である。一般勘定資産が常にエリサ法上の受託者の義務から免れるかが裁判で争われ、1983年にはこれを否定する判決も現れるに至った。最高裁は、下級審の判決を統一するため、ハリス信託銀行対ジョン・ハンコック生命事件の上告を認め、1993年12月、従来法の法解釈を根本的に変更する判決を下した。

最高裁・ハリス信託銀行対ジョン・ハンコック生命事件判決

「給付が保証された保険」に該当するためには、生命保険会社が契約の各構成部分において投資リスクを負担していることが必要であり、そのためには、制度の加入者に支払われる給付の総額を保証することが必要である。

本件で争われた、「積立金のうち、既退職者に保証付き年金を支払うのに必要とされる金額を超える部分」については、

①合理的な利率を保証すること

②あらかじめ契約で定められた料率により保証付き年金が購入できること

の2要件が満たされていない。従って、生命保険会社は、当該部分の資産の管理・運用に際して、受託者としての義務を負う。

一般勘定資産は制度資産ではないとする労働省の解釈は正当ではない。

本判決により生命保険業界に混乱が生じて、議会や労働省により緩和が可能である。

この判決は、エリサ法の施行以来約20年にわたり、労働省の見解を信頼して団体年金を販売、運営してきた生命保険業界に大きな衝撃をもたらした。特に、判決により過去の行為についてもエリサ法違反を問われる可能性が生じたことは深刻な問題となった。生命保険業界は、判決が示唆したように、労働省や議会に判決の影響を緩和するための対応を求めた。

労働省は、1995年7月、過去の行為も対象とする禁止取引の適用除外規則を制定した。また、議会は、昨年8月、エリサ法を改正し、過去の契約および一定の要件を満たす1998年末までの契約には、最高裁判決の示した新たな基準は適用されず、生命保険会社は受託者責任を負わない等と定めて、生命保険会社の責任を免除した。ただし、1999年以降の契約については、判決で示された基準に従って、一般勘定契約が「給付が保証された保険」に該当するか否か、その結果、生命保険会社が受託者責任を負うかが判定されることになる。

このように、エリサ法の受託者責任と一般勘定契約との関係は、信託法をベースに「受託者」「制度資産」概念が機能的、拡張的に定められている中で、「給付が保証された保険」条項をどう解釈するかという米国法特有の問題を含んでおり、わが国とは事情が異なっている。

他方、忠実義務を中核とする信託関係と、リスク引受・合同運用・公平義務を特徴とする一般勘定保険契約とは法律的な仕組みが基本的に異なり、従って、一般勘定契約に忠実義務や禁止取引規制を適用するのに何らかの調整が必要なことを示した点は、わが国にも大いに参考になろう。統一的な企業年金立法を検討する際には、各運用受託機関との契約内容を十分に吟味する必要があるだろう。